

報道発表資料

令和4年9月7日  
独立行政法人国民生活センター

まさか自分が著作権侵害？！  
ーファイル共有ソフトの安易な使用には危険がいっぱい！ー

全国の消費生活センター等には、「ファイル共有ソフトを使い、違法に著作物をアップロードしたとして、プロバイダ事業者から意見照会書が送られてきた」、「著作権者から損害賠償請求するという文書が届いた」という相談が寄せられています。このうち多くの消費者は、アップロードしている認識がないままファイル共有ソフトを使用しています。

ファイル共有ソフトとは、インターネットを利用し、不特定多数の人とファイルをやり取りできるソフトウェアのことですが、使い方によっては違法となるおそれがあります。

今回は、相談事例とともに、ファイル共有ソフトの仕組みや、事例からみる問題点を紹介し、消費者が不注意で違法な行為をしないよう注意喚起します。

1. 事例（（）内は受付年月、契約当事者の属性）

（1）プロバイダ事業者から発信者情報開示に係る意見照会書が届くケース

【事例1】動画を視聴してただけで、アップロードした覚えがない

パソコンで見たい動画を検索したら、動画等のファイルをダウンロードできるソフトのサイトがヒットし、まずソフトをインストールして、その後に動画をダウンロードした。最近、プロバイダ事業者から「発信者情報開示に係る意見照会書」が届いた。「動画制作者から発信者情報の開示請求を受けた。法に基づき、開示することについて、意見があるか」「回答がない場合、また開示に同意しない場合でも、同法の要件を満たしている場合には、あなたの情報を開示することがある」等と書いてあった。私がインストールしたファイル共有ソフトを通じて、動画をアップロードし、当該ソフトの使用者が動画をダウンロードできるようにしていたという内容の書類も同封されていた。私は動画を視聴してただけでアップロードした覚えがない。どうしたらいいか。  
(2022年5月受付、50歳代、男性)

【事例2】家族が違法だと知らずに利用していた

契約しているプロバイダ事業者から、契約者である夫宛てに書面が届いた。それによると、漫画雑誌の出版社が著作権侵害に基づく損害賠償請求権の行使に必要であるため、発信者の情報開示を求めているとのことで、個人情報伝えてよいか許可を求めている内容だった。その書面に違法アップロードした日時が記されている。家族に聞くと、はっきり日時を覚えていないが、その頃漫画をダウンロードしたのでそのことだと思う、という。家族は違法なものとは知らなかつ

たようだ。書面によるとファイル共有ソフトを通じて漫画をダウンロードしたことで、同時に漫画をアップロードしたことになるようだ。どうしたらいいか。(2021年7月受付、60歳代、女性)

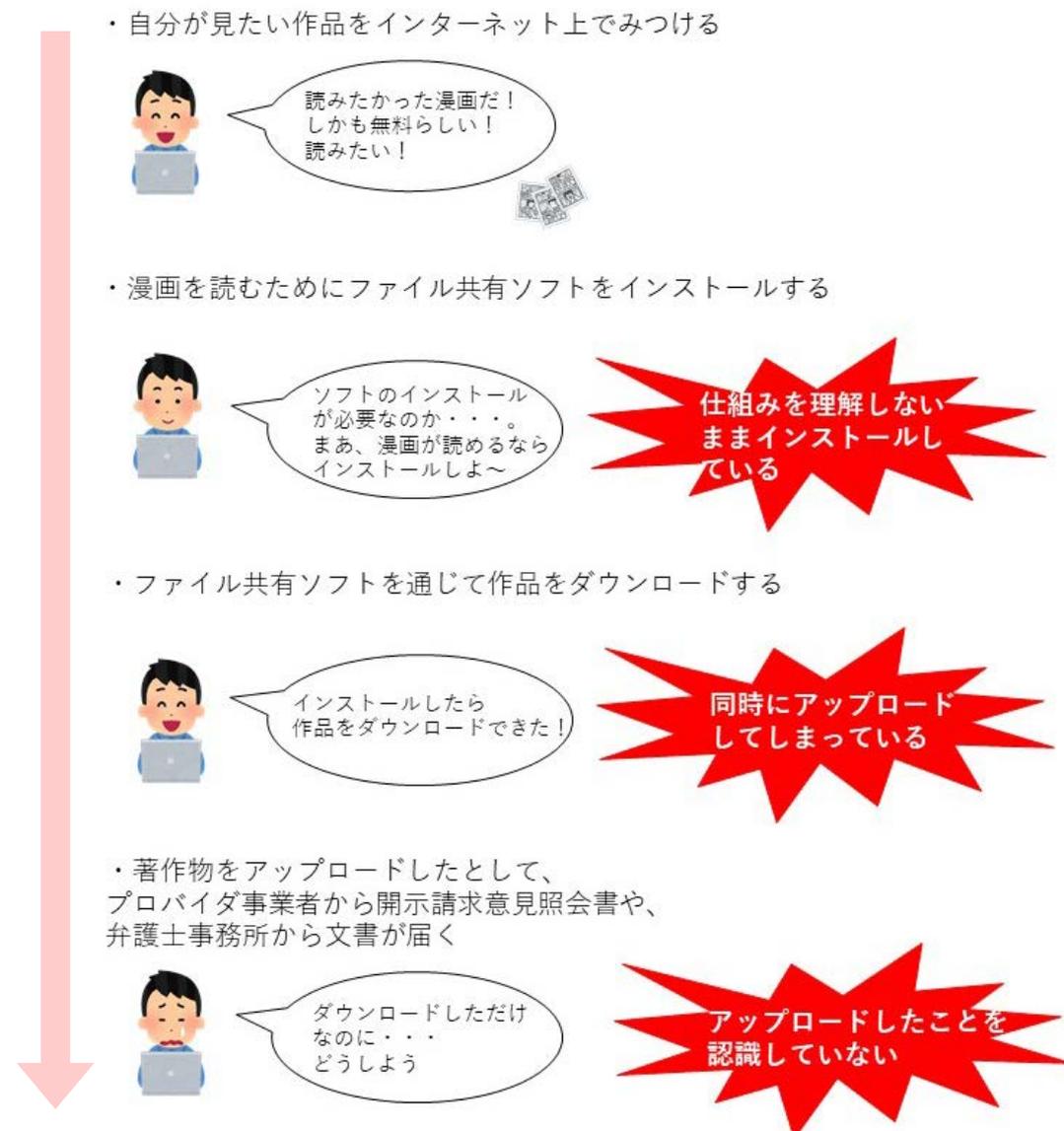
## (2) 著作権者から著作権侵害を訴えられているケース

### 【事例3】著作権を侵害しているとして、アダルト動画の制作者から文書が届いた

アダルト動画の制作者の代理人から、私宛てに文書が届いた。書面には「ファイル共有ソフトを利用して、著作物Aを違法にダウンロード・アップロードし、制作者の著作権を侵害している。あなたの著作権侵害行為により多額の経済的損害を被っているので、損害賠償請求する」「和解を希望する場合は著作物Aの和解金として約20万円、A以外の著作物も含めた和解金であれば約50万円を支払うように」「書面到着後、1週間以内に連絡がない場合は法的手段を取る」等と記載されていた。全く心当たりがない。どうしたらいいか。

(2022年5月受付、50歳代、男性)

### (図) 発信者情報開示に係る意見照会書や、制作者から文書が届く流れ(一例)

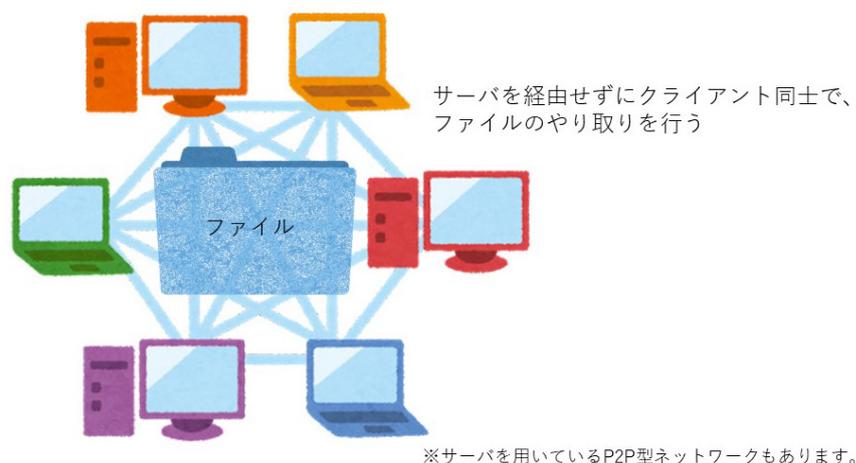


## 2. ファイル共有ソフトの概要<sup>1</sup>

ファイル共有ソフトとは、インターネット上で不特定多数の人とファイルのやり取りを可能にしたソフトウェアです。利用者は、インターネットに接続された自分のコンピュータに、ファイル共有ソフトをインストールすることで、他の利用者とファイルをやり取りすることができるようになります。ファイルの交換は、ピアと呼ばれるクライアント同士で行う、P2P（ピア・トゥー・ピア）で実行されます。各クライアント（パソコンなどの端末）が自分のパソコン内の領域をネットワーク上に公開することでファイル共有ソフトネットワークが形成され、ファイルがやりとりされます。つまり、自分のパソコン内の領域がネットワークの一部になり、他のユーザーがその領域を「共有」することになります。

ファイル共有ソフトには、ダウンロード途中のファイルやダウンロード完了したコンテンツがそのまま他ユーザーに共有されるものがあります。そうした機能を持つファイル共有ソフトの場合、ダウンロードだけだと思っていても、実は知らないうちにアップロードしているというケースが多くあります。

### （図）P2P型ネットワークの仕組み



## 3. 消費者へのアドバイス

### （1）ファイル共有ソフトの仕組みやリスクをよく理解し、できる限り利用は控えましょう

ファイル共有ソフトは、自動的にファイルを送受信する仕組みのものがあります。自分が見るためだけにファイル共有ソフトを通じてファイルをダウンロードしたとしても、同時にアップロードされていることがあります。これにより、著作権者等に許可なく音楽や映画などのデータをやり取りしてしまうと、著作権法に違反するおそれがあります。

また、ファイル共有ソフトを通じてウイルスに感染し、自分の情報がネットワーク内に流出してしまうリスクもあります。いったんネットワーク内でファイルが複製されてしまうと、すべてのファイルを完全に消去することは事実上不可能です。

<sup>1</sup> 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会でも情報を掲載しています。  
<https://www2.accs.jp.or.jp/filesshare/about/>

こうしたリスクを回避するための、もっとも確実な対策は、ファイル共有ソフトを使わないことです。できる限り利用は控えましょう。

## **(2) 違法なダウンロード、アップロードはやめましょう**

著作権者等に無断でアップロードされている音楽や映像などを、それと知りながらダウンロードする行為は、私的使用目的であっても著作権（複製権<sup>2</sup>）侵害にあたるおそれがあります。また、著作権者等に無断で著作物をアップロードする行為は、たとえアップロードしている認識がなかったとしても著作権（公衆送信権<sup>3</sup>）侵害にあたるおそれがあります。

著作権の侵害は著作権者等から損害賠償を請求されることや、刑事罰に問われることもあります。絶対にやめましょう。著作物の違法ダウンロードやアップロードが行われると、著作権者等に利益が還元されなくなり、新たなコンテンツの創作も困難となります。クリエイターの保護、コンテンツ産業の振興、文化の発展を図るためにも、正規の配信サイトを經由してコンテンツを利用するようにしましょう。

## **(3) 心当たりがないにもかかわらず、発信者情報開示に係る意見照会書や事業者からの文書が届いた場合は、端末の共有者にも確認しましょう**

自分には著作権侵害にあたるような行為の心当たりがない場合や、ファイル共有ソフトをインストールしたり利用した覚えがない場合などは、家族や同居人等、端末を共有している他の人がファイル共有ソフトを使っている可能性もあるので、確認してみましょう。プロバイダ事業者からの照会書は契約者宛てに届くため、契約者に覚えがなくても、インターネット接続を共用している家族や同居人がファイル共有ソフトを使用している可能性があります。

複数人で端末を共有している場合は、使用ルールを決め、家族や子どもに使用させるアカウントにはユーザ権限を設定し、勝手にソフトウェアをインストールされない設定をするなど検討しましょう。

## **(4) 不安な場合は消費生活センター等に相談しましょう**

事業者への対応がわからない、不安な場合はお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

\*消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

また、発信者情報開示に係る意見照会書への対応がわからない場合は、違法・有害情報相談センターでも相談を受け付けています。

違法・有害情報相談センターは、インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口です。（総務省支援事業）

---

<sup>2</sup> 著作権法第21条

<sup>3</sup> 著作権法第23条

相談受付について（違法・有害情報相談センター）

<https://ihaho.jp/guide/index.html>

※相談するには利用登録が必要です。

ご利用ガイド

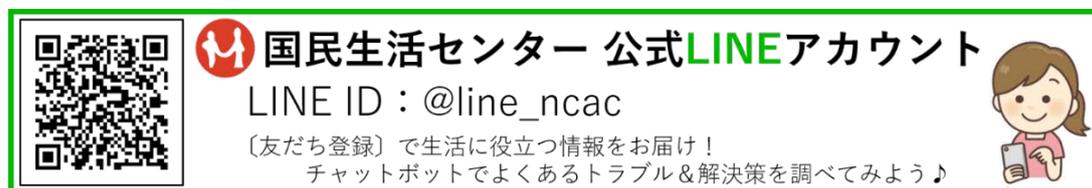
<https://ihaho.jp/wp-content/uploads/2020/12/method.pdf?t=20210204152810>

#### 4. 情報提供先

本報道発表資料を、以下に情報提供しました。

- ・消費者庁（法人番号5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会事務局（法人番号2000012010019）
- ・総務省（法人番号2000012020001）
- ・文化庁（法人番号6000012060002）
- ・警察庁（法人番号8000012130001）
- ・違法・有害情報相談センター
- ・独立行政法人情報処理推進機構（法人番号5010005007126）
- ・一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（法人番号7010005018823）

国民生活センター公式LINEアカウントでも、さまざまな消費者トラブルの情報を発信しています。



参考

文化庁

「ちょっと待って！そのダウンロード、違法かも？（こち亀ver）」

（普及啓発用リーフレット：文化庁著作権課作成）

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/pdf/92778501\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/pdf/92778501_01.pdf)